### 富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日:令和4年5月31日(火)予定

**合計16件**(内訳:条例2件、予算2件、道路1件、工事1件、人事1件、

専決処分3件、報告5件、諮問1件)

#### 【条例】

議案第52号 富士見市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

#### 【予算】

議案第54号 令和4年度富士見市一般会計補正予算(第2号)

議案第55号 令和4年度富士見市一般会計補正予算(第3号)

#### 【道路】

議案第56号 富士見市道路線の認定について

#### 【工事】

議案第57号 工事請負契約の締結について

#### 【人事】

議案第58号 富士見市固定資産評価員の選任について

#### 【専決処分】

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

#### 【報告】

報告第 1 号 令和3年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2 号 令和3年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 3 号 令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和3年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

### 【諮問】

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

### 議案第52号

## 定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課				
議案名	富士見市税条例等の一部を改正する条例の制定について				
制定趣旨	地方税法等の一部改正に伴い、富士見市税条例等の一部を改正 するもの。				
	① 納税証明書の交付及び固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書の交付について、 法務局に申出があり、住所に代わる事項等を記載したDV等 被害者に係る納税証明書の交付等の手数料を定めるもの。				
主な改正点	② 住宅借入金等特別税額控除について、居住開始年を令和7年末までに4年延長するほか、控除可能年度を令和20年度までに延長するもの。				
	③ その他、引用する適用条項の改正や関係規定の整備				
	① 住所に代わる事項等を記載したDV等被害者に係る納税証明書 の交付等の手数料に関する部分 令和6年4月1日				
施行日	② 住宅借入金等特別税額控除の延長に関する部分 令和5年1月1日				
	③ その他、条例附則に定める日				

### 議案第53号

## 定例議会提出条例要旨

担当部課名	建設部 建築指導課				
議案名	富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について				
制定趣旨	富士見市パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、市営住宅の 入居者資格を見直すため、富士見市営住宅条例の一部を改正する もの。				
主な改正点	① 市営住宅の入居者資格に「その他規則で定める者」を追加 (同姓パートナー等は入居資格に該当しない者となっている ため、富士見市パートナー宣誓制度の導入に伴い、入居資格 の拡充を図るもの。)				
	② 附則第3項及び第4項の削除 (団地を建替えした際の戻り入居の方への優先入居の規定に ついて、戻り入居が既に終わっていることから削除する もの。)				
施行日	公布の日				

#### 議案第54号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課		
会 計 種 別	令和4年度富士見市一般会計補正予算(第2号)		
要旨	補正予算額 2億7,398万5千円 (補正後の歳入歳出予算総額 384億2,406万8千円)		
主 な 内 容 (特徴点)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付するほか、60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患のある方に対する、新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種(4回目接種)に伴うワクチン接種委託料及び事務費を増額するもの。		

項目詳細

#### 歳入予算の補正内容

1 国庫支出金 2億7,398万5千円

#### 歳出予算の補正内容

増額するための補正

1 ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業(子育て支援課) 5,962 万 1 千円 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(子育て支援課) 6,601 万 6 千円

6,601万6千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面 する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付するための補正

3 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業(健康増進センター) 1億4,834万8千円 60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患のある方に対する新型コロナウイルス 感染症ワクチンの追加接種(4回目接種)に伴い、ワクチン接種委託料及び事務費を

### 令和4年度一般会計補正予算(第2号)

#### 1 補正予算(第2号)の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付するほか、60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患のある方に対する、新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種(4回目接種)に伴うワクチン接種委託料及び事務費を増額する内容となっています。

(単位 千円)

#### 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

補正後累計額

273, 985

38, 424, 068

#### (2)歳入の内容

ア 国庫支出金 273,985

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(健康増進センター) 104,065 子育で世帯生活支援特別給付金事務費補助金(子育で支援課) 9,237 子育で世帯生活支援特別給付金事業費補助金(子育で支援課) 116,400 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(健康増進センター) 44,283

#### (3)歳出の内容

- ア ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業(子育て支援課) 59,621
- イ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(子育て支援課) 66,016

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等 に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付するための補正

【特定財源:子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金(国) 9,237、 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金(国) 116,400】

ウ 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業(健康増進センター) 148,348

60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患のある方に対する新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種(4回目接種)に伴い、ワクチン接種委託料及び事務費を増額するための補正

【特定財源:新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(国) 104,065、 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 44,283】

#### 議案第55号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和4年度富士見市一般会計補正予算(第3号)
要旨	補正予算額 3億7,182万8千円 (補正後の歳入歳出予算総額 387億9,589万6千円)
主 な 内 容 (特徴点)	水谷・南畑・つるせ台放課後児童クラブにおいて支援員を増員配置する ほか、令和3年度に交付された住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 費補助金等の超過交付分の返還及び文書管理・電子決裁システム、財務会計 システム及びグループウェアシステムの導入に係る債務負担行為の設定する もの。

項目詳細

#### 歳入予算の補正内容

1国庫支出金7,594万3千円2県支出金47万6千円3諸収入90万円

4 繰入金 2億9,450万9千円

#### 歳出予算の補正内容

1 防災対策事業(危機管理課)

90 万円

一般財団法人自治総合センターによる「令和4年度コミュニティ助成事業助成金」の 交付決定に伴い、鶴瀬西2丁目西町会防災会に助成を行うための補正

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

7.546 万 7 千円

新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年8月末まで延長となることに伴い、委託料等を新たに計上するための補正

3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

2 億 7.347 万円

令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金等の超過交付分を 返還するための補正

4 放課後児童健全育成事業(保育課)

2.199万1千円

定員を大幅に上回る児童が入室決定となった水谷・南畑・つるせ台放課後児童クラブ において、支援員を増員配置するための補正

#### 債務負担行為の内容

1 文書管理・電子決裁システム、財務会計システム及びグループウェアシステム 導入業務 (ICT 推進課) 限度額 1 億 7,000 万円

文書管理・電子決裁システム、財務会計システム及びグループウェアシステムの導入 について、令和4年度から準備が必要なため、債務負担行為を設定するもの。

### 令和4年度一般会計補正予算(第3号)

#### 1 補正予算(第3号)の概要

今回の補正予算は、水谷・南畑・つるせ台放課後児童クラブにおいて支援員を増員配置するほか、令和3年度に交付された住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金等の超過交付分の返還及び文書管理・電子決裁システム、財務会計システム及びグループウェアシステムの導入に係る債務負担行為の設定が主な内容となっています。

(単位 千円)

#### 2 歳入歳出予算の補正

#### (1)歳入歳出予算補正額

371, 828

補正後累計額

38, 795, 896

#### (2) 歳入の内容

ア 国庫支出金

75, 943

子ども・子育て支援交付金(保育課) 476 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務費交付金 (新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室) 4,527 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費交付金 (新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室) 70,940

イ 県支出金 476

子ども・子育て支援交付金(保育課) 476

ウ 繰入金 294,509

財政調整基金繰入金(財政課) 294,509

補正後繰入額 1,189,085(令和4年度末基金残高見込 3,142,797)

エ 諸収入 900

(一財) 自治総合センターコミュニティ助成金(危機管理課) 900

#### (3)歳出の内容

#### ア 防災対策事業(危機管理課)

900

一般財団法人自治総合センターによる「令和4年度コミュニティ助成事業助成金」の交付決定に伴い、鶴瀬西2丁目西町会防災会に助成を行うための補正

【特定財源:(一財) 自治総合センターコミュニティ助成金 900】

#### イ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

#### (新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

75.467

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年8月 末まで延長となることに伴い、委託料等を新たに計上するための補正

【特定財源:新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務費交付金(国) 4,527、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費交付金(国) 70,940】

### ウ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業

#### (新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

273, 470

令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金等の超過交付分を返還するための補正

#### 工 放課後児童健全育成事業(保育課)

21, 991

定員を大幅に上回る児童が入室決定となった水谷・南畑・つるせ台放課後児童 クラブにおける、支援員を増員配置するための補正

【特定財源:子ども・子育て支援交付金(国) 476、子ども・子育て支援交付金(県) 476】

#### 3 債務負担行為の補正

文書管理・電子決裁システム、財務会計システム及びグループウェアシステムの 導入について、令和4年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの

			左の財源内訳			
事 項	期間	限度額		特定財源		一般財源
			国県支出金	地方債	その他	一加又只加尔
文書管理・電子決裁シ						
ステム、財務会計シス	令和4年度から	170 000				170 000
テム及びグループウ	令和10年度まで	170, 000	_	_	_	170, 000
ェアシステムの導入						

### 議案第56号

## 定例議会提出議案要旨

担当部課名	建設部 道路治水課
議 案 名	富士見市道路線の認定について
内 容	一般県道ふじみ野朝霞線の一部引継ぎに伴い、市道第5139 号線を市道として認定するもの。

## 議案第57号

## 定例議会提出議案要旨

担当部課名	建設部 道路治水課				
議案名	工事請負契約の締結について				
工事名	幹線道路整備工事(富士見橋通線 第3工区)				
要旨	幹線道路整備工事(富士見橋通線 第3工区)の請負契約を締結することについて、議決を求めるもの。 【工事概要】 廃棄物撤去工 1式 仮設工事 1式				
内容	<ul> <li>施工場所 富士見市大字水子地内</li> <li>履行期限 令和5年3月24日</li> <li>・請負金額 408,210,700円</li> <li>・請負業者 富士見市大字東大久保309番地 島田建設株式会社 代表取締役 島 田 敏 郎</li> </ul>				

#### 議案第58号

# 定例議会提出議案要旨

担当	当部 鹊	果名	市民部 税務課
議	案	名	富士見市固定資産評価員の選任について
内		容	富士見市固定資産評価員に、吉田啓一氏を選任することについて、同意を求めるもの。

### 議案第59号

## 定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課				
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)				
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付けで 公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を 専決処分したので、その承認を求めるもの。				
主な改正点	<ul> <li>① 固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書の交付について、住所等を削除したDV等被害者に係る固定資産課税台帳の閲覧又は証明書の交付に係る手数料を定めるもの。</li> <li>② 固定資産税の課税標準に関する特例、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の追加や改正を行うもの。</li> <li>③ 省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、工事要件に省エネに資する機器の設置工事を対象に加えるもの。</li> <li>④ 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの。</li> <li>⑤ その他、引用する適用条項の改正や関係規定の整備</li> </ul>				
施 行 日	令和4年4月1日				

### 議案第60号

# 定例議会提出議案要旨

1					
担当部課名	市民部 税務課				
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)				
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付けで 公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する 条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。				
主な改正点	<ul> <li>都市計画税の課税標準に関する特例、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の追加や改正を行うもの。</li> <li>土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの。</li> <li>その他、引用する適用条項の改正や関係規定の整備</li> </ul>				
施行日	令和4年4月1日				

#### 議案第61号

### 定例議会提出議案概要

担当部課名	政策財務部 財政課		
議案名	専決処分の承認を求めることについて		
会 計 種 別	令和3年度富士見市一般会計補正予算(第13号)		
要旨	繰越明許費の補正(令和4年3月24日付けで専決処分)		
主 な 内 容 (特徴点)	下南畑二丁目地区における農地耕作条件改善事業について、埼玉型ほ場整備事業(事業実施主体:公益社団法人埼玉県農林公社)の年度内の完了が困難となったため、繰越明許費を設定するもの。		

項目詳細

### 繰越明許費の補正

1 農地耕作条件改善事業(農業振興課)

1, 425万7千円

下南畑二丁目地区における農地耕作条件改善事業について、関係機関による埼玉型は場整備事業の施工方法の調整及び変更等に時間を要し、年度内の完了が困難なため負担金を繰り越すもの。

## 令和3年度一般会計補正予算(第13号)

#### 1 補正予算(第13号)の概要

今回の補正予算は、下南畑二丁目地区における農地耕作条件改善事業について、埼玉型 は場整備事業(事業実施主体:公益社団法人埼玉県農林公社)の年度内の完了が困難と なったため、繰越明許費を設定する補正となっています。

(単位 千円)

#### 2 繰越明許費の補正

#### (1)農地耕作条件改善事業(農業振興課)

14, 257

下南畑二丁目地区における農地耕作条件改善事業について、関係機関による埼玉型は場整備事業の施工方法の調整及び変更等に時間を要し、年度内の完了が困難なため負担金を繰り越すもの。

## 報告第1号

## 定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課		
会 計 種 別	令和3年度富士見市一般会計継続費繰越計算書		
要旨	令和2年度富士見市一般会計当初予算において設定し、令和3年度 富士見市一般会計補正予算(第9号)において補正した継続費について、 次のとおり令和4年度に逓次繰越したため、地方自治法施行令第145条 第1項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告をするもの。		
主な内容	令和3年度から令和4年度に逓次繰越した事業は1事業、繰越額は 3億1,500万458円です。		
(特徴点)	1 公園整備事業3 億 1,500 万 458 円びん沼自然公園の整備工事		

## 報告第2号

## 定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会 計 種 別	令和3年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和3年度富士見市一般会計補正予算において設定した繰越明許費について、次のとおり令和4年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
	令和3年度から令和4年度に繰越した事業は16事業、繰越総額は 22億2,343万1,964円です。
	1 個人番号カード利用環境整備事業 966万6,136円
	「マイナポイント第2弾」に伴うマイナポイント予約・申込の支援
   内 容	2 居住関係公証事務事業 693 万円
,,	転出・転入手続きのワンストップサービス導入に伴うシステム改修
(特徴点)	3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業
	4,001万2,050円
	生活困窮世帯への支援金の支給
	4 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業
	8 億 4, 868 万 3, 318 円
	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給

5	民間保育所等運営助成事業
•	以间水日川女庄日刿次于不

7,674万2,340円

民間保育所等への保健衛生用品購入費補助及び保育士等の処遇改善

6 放課後児童健全育成事業

984 万 5 千円

南畑第2放課後児童クラブ建設工事設計業務委託及び放課後児童 クラブ支援員等の処遇改善

7 保育所等施設整備事業

1,909万2千円

民間保育園の園舎建替に対する補助

8 子育て世帯臨時特別給付金給付事業

1,001万9千円

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

9 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業 7,841 万 4,293 円 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制の整備

10 農地耕作条件改善事業

359万3,650円

埼玉型は場整備(下南畑2丁目)関連事業

11 道路修繕事業

2,900万円

市道第5107号線(羽沢3丁目地内)道路修繕工事

12 幹線道路整備事業

6 億 9,600 万円

市道第 5131 号線(富士見橋通線)廃棄物混入土撤去処分工事及び 市道第 72 号線(大字鶴馬地内外)道路整備工事

13 河川環境整備事業

236 万 5 千円

第 1333 号水路(大字上南畑地内)整備設計業務委託

14 シティゾーン整備推進事業

3,445万9,177円

土地売買等契約取得業務委託(富士見上南畑地区産業団地整備事業)及び市道第72号線(大字鶴馬地内外)用地取得及び物件補償等

15 鶴瀬駅東口整備事業

9.455万3千円

鶴瀬駅東口駅前広場の整備工事等

16 学校施設整備事業(小学校費、中学校費、特別支援学校費)

2億6,405万7千円

みずほ台小学校トイレ改修工事、水谷東小学校防火シャッター改修工事及び小学校・中学校・特別支援学校の職員室等空調設備更新工事

内 容(特徴点)

## 報告第3号

## 定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業 特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)により、令和4年度に繰り越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
主 な 内 容 (特徴点)	令和3年度から令和4年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅西口土地区画整理事業 1,192万6,200円 (内訳) ・道路築造工事(1件分)

## 報告第4号

# 定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業 特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和3年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)により、令和4年度に繰り越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
主 な 内 容 (特徴点)	令和3年度から令和4年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 3,488万7,045円 (内訳) ・公共施設整備工事(1件分) ・物件補償料 (1件分)

## 報告第5号

## 定例議会提出予算概要

越し
建設 の。
<del>, .</del>
万円
万円
万円
万円
千円
0円
011
0円

## 諮問第1号

# 定例 議会提出案件要旨

担当部課名	協働推進部 人権・市民相談課
案 件 名	人権擁護委員の推薦について
内容	人権擁護委員 山中美和子氏の任期が令和4年9月30日で満了 となるため、後任として山岸仁史氏を推薦することについて意見を 求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問 するもの。